「横浜市寿町健康福祉交流センター条例施行規則」の制定に関する意見公募要領

平成29年10月に制定した「横浜市寿町健康福祉交流センター条例」に関し、横浜市寿町健康福祉 交流センター(以下「センター」とします。)の開館時間、指定管理者の指定の手続き等の必要な事項 を定めるため、横浜市寿町健康福祉交流センター条例施行規則(以下、「規則」とします。)を制定します。

つきましては広く市民の皆様からご意見をいただきたく、本要領により意見の公募を行います。

1 ご意見の公募期間

平成29年10月25日 (水) から29年11月23日 (木) まで ※郵送の場合は当日消印有効

2 ご意見の提出方法

「意見提出書」に記入し、次のいずれかの方法によりご提出願います。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス: kf-entai@city.yokohama.jp

横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当宛

メール件名には「意見公募」と表記してください。

(2) 郵送の場合

郵送先:〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当宛

(3) ファクシミリの場合

FAX番号: 045-664-0403

横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当宛

(4) ご持参いただく場合

所在地:横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル10階

横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当 受付窓口

※窓口での受付時間は、午前8時45分から午後5時15分までとなります。(休庁日を除く。)

## 3 注意事項

- (1) ご意見は「意見提出書」に日本語でご記入ください。
- (2) ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭によるご意見の受付には対応しかねます。また、ご提出いただいたご意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (3) いただいたご意見の内容については、本件意見公募に関する規則等制定改廃の業務のみに使用します。また、氏名、住所等の個人情報を除き、公開させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) ご意見の提出の際に取得した氏名、住所等の個人情報については、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認といった、本件意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。
- 4 ご不明な点についてのお問い合わせ先

横浜市健康福祉局生活支援課援護対策担当 TEL:045-671-2425 FAX:045-664-0403